

白岡市給水条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

水道事業の経営の健全性を維持するため、水道料金等を見直す必要が生じたことから、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 別表 1 関係

給水加入金を次のとおり引き下げる。

メーター口径	金額（1 給水装置につき）	
	新（税抜き）	旧（税抜き）
13mm	186,000 円	186,000 円
20mm	380,000 円	380,000 円
25mm	980,000 円	980,000 円
30mm	1,400,000 円	1,523,000 円
40mm	2,500,000 円	3,238,000 円
50mm	3,900,000 円	6,095,000 円
75mm	8,800,000 円	17,142,000 円
100mm	15,600,000 円	35,238,000 円
150mm	管理者が別に定める。	管理者が別に定める。
特殊集団住宅	管理者が別に定める。	管理者が別に定める。

(2) 別表 2 関係

水道料金の基本料金及び超過料金を次のとおり引き上げる。

また、利用実態がなく、将来的にも利用が想定されない口径 13mm の共用給水装置の料金を廃止する。

ア 基本料金

口径	新（税抜き）		旧（税抜き）	
	基本水量	基本料金	基本水量	基本料金
13mm	8 m ³	1,248 円	8 m ³	1,090 円
20mm	8 m ³	2,198 円	8 m ³	1,920 円
25mm	0 m ³	2,897 円	0 m ³	2,530 円
30mm	0 m ³	4,408 円	0 m ³	3,850 円
40mm	0 m ³	7,981 円	0 m ³	6,970 円
50mm	0 m ³	14,232 円	0 m ³	12,430 円
75mm	0 m ³	38,816 円	0 m ³	33,900 円
100mm	0 m ³	67,612 円	0 m ³	59,050 円
150mm 以上	管理者が別に定める。		管理者が別に定める。	

イ 超過料金

口径	新（税抜き）		旧（税抜き）	
20mm 以下	8 m ³ 超～20 m ³	137 円	8 m ³ 超～20 m ³	120 円
	20 m ³ 超～35 m ³	160 円	20 m ³ 超～35 m ³	140 円
	35 m ³ 超～50 m ³	183 円	35 m ³ 超～50 m ³	160 円
	50 m ³ 超～100 m ³	195 円	50 m ³ 超～100 m ³	170 円
	100 m ³ 超～500 m ³	218 円	100 m ³ 超～500 m ³	190 円
	500 m ³ 超～1,000 m ³	229 円	500 m ³ 超～1,000 m ³	200 円
	1,000 m ³ 超～3,000 m ³	263 円	1,000 m ³ 超～3,000 m ³	230 円
	3,000 m ³ 超～5,000 m ³	309 円	3,000 m ³ 超～5,000 m ³	270 円
	5,000 m ³ 超～	344 円	5,000 m ³ 超～	300 円
25mm～ 100mm	～35 m ³	160 円	～35 m ³	140 円
	35 m ³ 超～50 m ³	183 円	35 m ³ 超～50 m ³	160 円
	50 m ³ 超～100 m ³	195 円	50 m ³ 超～100 m ³	170 円
	100 m ³ 超～500 m ³	218 円	100 m ³ 超～500 m ³	190 円
	500 m ³ 超～1,000 m ³	229 円	500 m ³ 超～1,000 m ³	200 円
	1,000 m ³ 超～3,000 m ³	263 円	1,000 m ³ 超～3,000 m ³	230 円
	3,000 m ³ 超～5,000 m ³	309 円	3,000 m ³ 超～5,000 m ³	270 円
	5,000 m ³ 超～	344 円	5,000 m ³ 超～	300 円
150mm 以上	管理者が別に定める。		管理者が別に定める。	

ウ 共用給水装置（口径 13mm）料金

区分	新（税抜き）	旧（税抜き）
基本料金	廃止	960 円
基本水量	廃止	8 m ³
超過料金	廃止	8 m ³ 超～20 m ³ 120 円
		20 m ³ 超～ 140 円

(3) 別表 3 関係

1 立方メートルあたりの臨時用料金を次のとおり引き上げる。

新（税抜き）	旧（税抜き）
538 円	470 円

3 施行期日

(1) 施行期日

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とする。

(2) 経過措置

改正後の白岡市給水条例の規定による水道料金の算定は、令和 8 年 6 月 1 日以降に算定する水道料金について適用し、同日前に算定する水道料金については、なお従前の例による。